

2022年12月7日
九州電力株式会社

2023年2月分～10月分の電気料金に特別措置を適用します

— 国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により電気料金を割引 —

当社は、12月2日、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業^{※1}」の事業者として採択されました。本事業に基づき、当社と電気をご契約のすべてのお客さま^{※2※3}について、事業対象期間の2023年1月～9月使用分^(注)の電気料金を割り引くことといたしましたので、お知らせします。

(注) 料金のご請求は2月分～10月分となります

なお、従量電灯Bなどの規制料金メニューについては、本日、電気料金を割り引くことを定めた「特定小売供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請^{※4}しました。

また、ガス料金についても「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に採択され次第、お知らせする予定です。

【料金割引の概要】

料金割引は、燃料費調整単価から下記の割引単価を差し引くことにより実施します。
[料金割引のイメージは、別紙1をご覧ください]
また、料金割引の適用について、お客さまからのお申込みは不要です。

	割引単価 (税込)	
	2023年2～9月分	2023年10月分
低圧 (家庭等)	7.00 円/kWh	3.50 円/kWh
高圧 (企業等)	3.50 円/kWh	1.80 円/kWh

- ・定額制メニューに適用する割引額については、別紙2をご覧ください
- ・「市場連動型プラン (高圧)」は、「割引単価×ご使用量分」を割り引きます

【国の事業内容に関するお問い合わせ先】

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局 (資源エネルギー庁)

お客さま向け窓口：0120-013-305

〔受付時間 9～17時 (年末年始を除く)〕

※1 2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。2023年度前半にかけて、毎月の請求書に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気・都市ガス料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減することを目的に実施されます(国のモデルケース低圧400kWh/月で、1月～8月使用分は、毎月2,800円の割引)。詳細は、以下の経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

※2 特別高圧のお客さまについては本事業の対象とされていないため、料金割引は行いません。

※3 当月のご使用量がない場合等、燃料費調整がなく固定額の請求となる料金は割引されません。

※4 「スマートファミリープラン」などの自由料金メニューについても、同内容の供給条件を設定します。(新たに設定する供給条件については、以下のページをご確認ください。

https://www.kyuden.co.jp/rate_download2_h28-01.html

ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」

そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。

それが、私たち九電グループの思いです。

以上